

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報



目次
炭疽予防注射の実施

告示

鳥取県告示第三百三三号

家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定により、次の区域内に飼養する牛馬に対して炭疽予防注射を施行するので該当牛馬の所有者又は管理者は指定の日時及び場所これを引き付け注射を受けなければならぬ。

昭和二十八年七月三日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

一 実施の目的

炭疽予防のため

二 実施する区域

(1) 西伯郡大和村

(2) 西伯郡巖村

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後六箇月以上の牛馬、但し分娩前後一箇月以内のものを除く

四 実施の期日

(1) 昭和二十八年七月四日
五日 西伯郡大和村

(2) 昭和二十八年七月七日 西伯郡巖村

五 検査、注射、薬浴、又は投薬の別、その方法 皮内注射法